

宅地開発無電柱化パイロット事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条の許可（以下「開発許可」という。）を受けて行う宅地の開発において、無電柱化の先導的な取組を行う者に対し、費用の助成を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 この助成金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金交付規則の施行についての通達（昭和37年12月11日付財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 開発事業

開発許可を受けて行う開発行為（法第4条第12項に規定する開発行為。以下同じ。）のうち、道路を整備する開発行為をする事業をいう。

二 無電柱化

電線類を地下に埋設することにより、開発事業地内における電柱の設置を抑制することをいう。

三 開発事業者

法第29条による開発行為の許可を申請する者で、開発事業を実施する者をいう。

四 宅地開発無電柱化パイロット事業（以下「パイロット事業」という。）

開発事業者が都内（島しょ部を除く。）で実施する開発事業のうち、本要綱の規定により認定を受けた無電柱化を行う開発事業をいう。

五 道路

パイロット事業において新たに整備又は拡幅される道路をいう。

六 私道

道路のうち、開発事業の事業主に帰属するものをいう。

七 電線管理者

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者（以下「関係電気事業者」という。）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱又は電線を設置及び管理して同法第120条第1項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）をいう。

八 電線類

電線管理者が電気及び通信等の供給を行うための電線、通信線等のケーブルをいう。

九 単独地中化方式

無電柱化に係る工事を電線管理者が実施し、工事により整備した施設を電線管理者が管理するものをいう。

十 直接埋設方式（以下「直埋方式」という。）

単独地中化方式のうち、電線類を管路に収容せず、直接地中に埋設するものをいう。

十一 自営設備方式

私道における電線類を収容する管路等工作物（以下「自営設備」という。）の設置工事を開発事業者が実施し、当該自営設備を電線管理者以外の者が管理するものをいう。

第2章 パイロット事業の実施

（実施期間）

第4条 パイロット事業は、令和2年5月7日から令和4年3月31日までの期間に実施する。

（パイロット事業の要件）

第5条 パイロット事業は、次の要件の全てに該当すること。

- 一 開発事業地の面積が3,000㎡未満であること。
- 二 原則として戸建住宅のみを用途とする開発事業であること。
- 三 区市町村に帰属する道路又は私道を整備する事業であること。

（無電柱化の方式）

第6条 パイロット事業による無電柱化は、次の各号のいずれかの方式によること。

- 一 電線管理者の技術基準に基づき実施する単独地中化方式
- 二 電線管理者と協議してコスト縮減に取り組む単独地中化方式
- 三 電線管理者と協議して実施する直埋方式
- 四 電線管理者と協議して実施する自営設備方式

（事前相談）

第7条 開発事業者は、自らが計画する開発事業において、パイロット事業を検討する場合は、その旨について開発許可を所管する部署の担当者へ事前に相談するものとする。

- 2 開発事業者は、自らが計画する開発事業において、パイロット事業を検討する場合は、その旨について、宅地開発無電柱化パイロット事業事前協議書（第1号様式）により電線管理者へ事前に協議するものとする。

（配線計画の依頼）

第8条 開発事業者は、パイロット事業の実施に係る道路配置や宅地割りなどの開発計画が具体化した時点で、電線管理者に対し、無電柱化の配線計画を依頼するものとする。

- 2 開発事業者は、電線管理者が作成する配線計画に基づき、電線管理者との間で無電柱化の実施に係る契約等を締結するものとする。

- 3 前項で定めた契約等を締結した後の電線管理者との手続については、各電線管理者と協議し、その協議の決定内容に基づき実施するものとする。
- 4 開発事業者は、自営設備の設計及び施工を行うに当たり、電線管理者と協議を行い、設計内容等の確認を受けるものとする。

(パイロット事業の仮申請)

- 第9条 開発事業者は、パイロット事業を行う場合は、第7条第2項による事前協議を行った結果を証する書面の写しを添付し、宅地開発無電柱化パイロット事業仮申請書(第2号様式)に無電柱化基本計画書(第3号様式)を添えて東京都知事(以下「知事」という。)に申請するものとする。
- 2 前項の基本計画書には、第6条に規定するパイロット事業の無電柱化方式、開発事業の施行予定地、開発事業予定面積、事業予定期間、概算事業費等の事項を記載しなければならない。
 - 3 知事は、第1項により提出された仮申請書について、審査の結果、適正なものと認めた場合は、宅地開発無電柱化パイロット事業仮申請受領書(第4号様式)により開発事業者に通知するものとする。
 - 4 次条で規定する申請を行わない場合は、第1項による申請及び第3項による通知は、撤回されたものとみなす。

(パイロット事業の申請)

- 第10条 開発事業者は、開発許可を受けた後、宅地開発無電柱化パイロット事業申請書(第5号様式)に、開発許可を受けたことを証する書面の写し、第8条第2項による電線管理者との契約等の写し、第8条第4項による自営設備の設計内容について、電線管理者の確認を受けたことを証する書面の写し(自営設備方式に限る。)及び無電柱化実施計画書(第6号様式)を添えて、知事に申請するものとする。
- 2 前項の無電柱化実施計画には、第9条による基本計画書の内容の他、パイロット事業の工程表、無電柱化に係る計画図等無電柱化の実施が分かる資料を添付するものとする。
 - 3 開発事業者は、次条により認定を受けたパイロット事業の内容に変更があったときは、前2項に準じて、宅地開発無電柱化パイロット事業変更申請書(第7号様式)により知事に申請しなければならない。

(パイロット事業の認定)

- 第11条 知事は、第10条第1項の規定により提出された申請書について、審査の結果、適正なものと認めた場合は、その認定を行い、宅地開発無電柱化パイロット事業認定書(第8号様式)により開発事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項により認定したパイロット事業に対し、第3章に規定する支援を行うことができる。
 - 3 知事は、前条第3項により変更の申請があったときは、同条第1項に準じて審査を行い、適正なものと認めた場合は、宅地開発無電柱化パイロット事業変更認定書(第9号様式)により開発事業者に通知するものとする。

(全体設計承認)

第 12 条 会計年度が 2 か年にまたがるパイロット事業について、開発事業者は、第 10 条第 1 項の規定による申請後に同項による申請とは別に、宅地開発無電柱化パイロット事業全体設計承認申請書（第 10 号様式）による申請をし、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、全体設計の内容を承認するときは、宅地開発無電柱化パイロット事業全体設計承認書(第 11 号様式)により申請者に通知する。

(実施報告)

第 13 条 開発事業者は、パイロット事業の実施において経験した技術的・制度的課題やコスト削減の工夫などについて都に報告するものとする。

第 3 章 パイロット事業への助成

第 14 条 知事は、開発事業者に対して本要綱で定めるパイロット事業の実施に要する費用に対し本要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成することができる。

(助成対象事業)

第 15 条 助成の対象事業は、第 11 条第 1 項による認定を受け、第 4 条の期間内にパイロット事業を完了する事業とする。

(助成対象者)

第 16 条 本要綱による助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、前条の対象事業を実施する開発事業者とする。

(助成対象事業費)

第 17 条 助成対象となる事業費（以下「助成対象事業費」という。）は、別表 1 に掲げる無電柱化に係る費用とする。ただし、電線管理者が負担する金額及び無電柱化に係るその他収入を控除するものとする。

(助成の限度額等)

第 18 条 助成の限度額は、1 件の助成対象事業につき 10,000,000 円とする。

2 前項による限度額のほか、助成対象事業費の総額を整備する道路の延長で除した 1 m 当たりの金額について、限度額を 200,000 円とする。

3 助成金額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

(助成金の交付申請)

第 19 条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、第 11 条第 1 項による認定後に、宅地開発無電柱化パイロット事業助成金交付申請書（第 12 号様式）に、第 8 条

第2項に規定する電線管理者との契約等に基づき負担金等を概算払したことを証する書面の写し、助成対象者と自営設備の工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）と締結した契約書の写し（自営設備方式の場合に限る。）及び負担金等概算払調書（第13号様式）を添付して、知事に申請するものとする。

- 2 第12条による全体設計承認を受けたときは、交付の申請は年度ごとに行うこととする。
- 3 助成対象者は、次条により助成金の交付の決定通知を受けた後に、交付決定額の変更があるときには、宅地開発無電柱化パイロット事業助成金交付決定の変更申請書（第14号様式）により知事に申請しなければならない。ただし、交付決定額が100万円未満の減額変更については、この限りではない。

（助成金の交付決定）

第20条 知事は、前条第1項及び第3項の規定による助成金の交付申請があった場合において、交付申請書等関係書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、助成金を交付すべきと認めるときは、宅地開発無電柱化パイロット事業助成金交付決定通知書（第15号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第3項による変更申請があった場合において、前項と同様の審査等を行い、交付額を変更すべきと認めるときは、速やかに交付額の変更を決定し、宅地開発無電柱化パイロット事業交付決定の変更通知書（第16号様式）により助成対象者に通知するものとする。

（進捗状況の報告）

第21条 知事は、助成対象者に対し、おおむね四半期ごとに助成対象事業の進捗状況の報告を求めることができる。

- 2 助成対象者は、前項の報告を求められた場合は、知事が定める期限までに進捗状況報告書（第17号様式）により報告するものとする。

（完了報告）

第22条 助成対象者は、電線管理者との精算及び工事施工者への支払（自営設備方式の場合に限る。）が終了し、助成対象事業が完了したときは、宅地開発無電柱化パイロット事業完了報告書（第18号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の完了報告書には、法第36条第2項による検査済証のほか、助成対象事業に係る写真や支払が確認できる帳票など、関係書類を添付しなければならない。
- 3 第12条の全体設計承認を受けたパイロット事業においては、初年度の出来高について、宅地開発無電柱化パイロット事業完了報告書（全体設計承認用）（第19号様式）に関係書類を添付し、知事に提出するものとする。
- 4 知事は、本パイロット事業の目的の範囲内で、必要な書類の提出を助成対象者に対し求めることができる。

（助成金の交付額の確定）

第23条 知事は、前条の規定による宅地開発無電柱化パイロット事業完了報告書（第18号

様式)及び宅地開発無電柱化パイロット事業完了報告書(全体設計承認用)(第19号様式)(以下これらを「完了報告書」と総称する。)の提出を受けたときは、完了報告書の内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第20号様式)(宅地開発無電柱化パイロット事業完了報告書(全体設計承認用)(第19号様式)により完了報告を受けたときは助成金額確定通知書(全体設計承認用)(第21号様式))により、その旨を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第24条 知事は、前条の規定により確定した金額について、助成対象者からの請求書(第22号様式)(助成金額確定通知書(全体設計承認用)(第21号様式)により通知をしたときは請求書(全体設計承認用)(第23号様式))による請求を受けたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(申請の撤回)

第25条 助成対象者は、この助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、第20条による交付決定通知の受領後7日以内に、宅地開発無電柱化パイロット事業助成金交付申請の撤回申出書(第24号様式)により、助成金の申請を撤回することができる。

(助成金の交付決定の取消)

第26条 知事は、助成対象者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 第4条で定めた期間に助成対象事業が完了しないとき。
- 二 偽りその他の不正手段により、この助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- 三 この助成金を他の用途に使用したとき。
- 四 本事業に係る都の指示に従わなかったとき。
- 五 事業を中止又は廃止したとき。
- 六 助成対象者(法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- 七 以上のほか、この助成金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

2 知事は、前項による助成金の交付決定の取り消しを行ったときは、助成金交付決定取消通知書(第25号様式)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第27条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取

消に係る部分に関して既に助成金を交付しているときは、助成対象者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 28 条 知事が第 26 条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成対象者は、当該命令に係る助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が助成金の返還を命じた場合において、助成対象者が定められた納期日までに納付をしなかったとき、助成対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。

(助成金の経理)

第 29 条 助成対象者は、助成対象事業に係る経理についての事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 30 条 この要綱に定めるほか、この助成金の交付に必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 1 7 日付 2 都市整区第 313 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 9 日から施行する。

(別表1)

費目	助成の範囲等	
	対象	留意点
調査設計費	無電柱化に要する調査設計費 ・配線計画 ・詳細設計（実施設計）	架空配線の場合に生じる電線管理者負担は控除
工事費	<p>①無電柱化に要する工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管路材・特殊部の材料費、設置費 ○管路及び特殊部を設置するために必要となる土工事（掘削、埋戻し、残土処分費） <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装厚の掘削、他の埋設管の掘削や埋戻し <ul style="list-style-type: none"> ○電線・通信線等のケーブル類の材料費及び入線費 ○地上機器などの設備の材料費、設置費 <p>②宅地への引込に要する工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引込管・引込設備の材料費及び設置費 ○引込管及び引込設備を設置するために必要となる土工事（掘削、埋め戻し、残土処分費） ○電線・通信線等のケーブル類の材料費及び設置費 <p>③補助事業区域の無電柱化施設と連系に要する工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連系管・連系設備の材料費及び設置費 ○連系管及び連系設備を設置するために必要となる土工事（掘削、埋戻し、残土処分費） ○連系管及び連系設備を設置するために必要となる既存道路に係る舗装工（舗装壊し、廃材処分費、舗装復旧費） <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化しない場合も必要となる舗装工 <ul style="list-style-type: none"> ○電線・通信線等のケーブル類の材料費及び設置費 <p>④無電柱化することにより新たに発生する工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○街路灯の柱の材料費及び設置費（基礎含む。） ○街路灯柱設置に必要な土工事（掘削、埋戻し、残土処分費） <p>【対象外】・灯具</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・架空配線の場合に生じる電線管理者負担は控除 ・無電柱化しなければ電柱に共架する場合
負担金	①地中化により発生する架空線との差額負担金	法的な根拠が明確なものに限る